

節水シャワーヘッド購入助成制度

浴室のシャワーヘッドを、節水効果の高いシャワーヘッドに交換した人に対して助成金を交付します。
ただし、予算額に達した日に受付を終了します。



令和2年10月から
スタートした
助成金です。

【助成金額】購入価格(税込)の1/2(上限3,000円)

※100円未満は切り捨て

① 節水シャワーヘッドを購入・交換

※令和2年10月1日(木)以降に購入・交換したもの



② 「節水シャワーヘッド購入助成金交付申請書(請求書)」に必要書類を添えて申請(水資源対策課へ郵送または持参)



③ 申請受理・審査



④ 助成金の交付決定通知



⑤ 助成金の入金



対象者

- 松山市に住民登録がある人(法人を除く)
(自らが居住する住宅の浴室のシャワーヘッドを交換した場合に限る。新築は対象外。)
※市税の滞納がない人、暴力団員ではない人



対象機器

- 節水効果がおおむね30%以上、または1分間あたりの使用水量が7リットル以下の下記の機器

- ① 節水シャワーヘッド(単体)
- ② 節水シャワーヘッドとホースのセット
- ③ シャワーヘッドを含む節湯水栓交換

※①②の場合、購入先の制限はありませんが、③の場合は市内に住所を有する個人事業者または市内に事業所を有する法人で、給水装置工事の事業またはリフォームの事業を営む施工業者に依頼して、工事を実施した場合に限りです。
また工事完了後、「水栓交換完了証明書」への記入(工事事業者記入)が必要です。

※助成の対象となる購入価格は「商品の費用」のみです。
送料、設置費や工事費などは含みません。

※令和2年10月時点の内容です。年度毎で制度が変更になることがありますので、最新の内容はHPをご確認いただくか、下記までお問合せください。

お問合せ・お申込み

松山市水資源対策課(節水対策担当)…TEL.089-948-6948

受付は、郵送または松山市水資源対策課窓口(市役所本館5階)です。支所での受付は行いませんのでご注意ください。

詳細は、松山市水資源対策課ホームページ、チラシ(松山市水資源対策課、各支所などに設置)をご覧ください。

